

機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備への病院事業債(特別分)【R4拡充】

- 公立病院は、医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化する「機能分化・連携強化」を通じて、医師確保等の経営強化を図り、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要。
- こうした機能分化・連携強化の取組を後押しするため、公立病院経営強化プランに基づき令和9年度までに行われる公立病院等の機能分化・連携強化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置。

対象要件

以下のいずれかに該当すること。

A. 複数病院の統合

○経営主体が統合されること。

B. 複数病院の相互の医療機能の再編

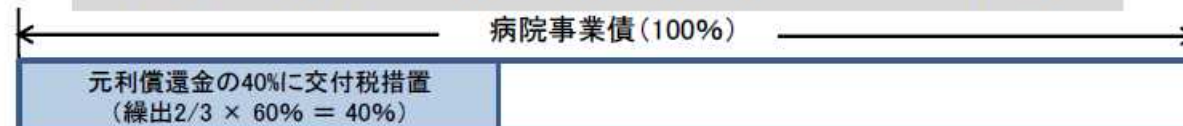
○地域医療構想に沿って、関係病院等間において、以下に掲げる全ての取組が行われること。

- ア 基幹病院への急性期機能の集約
- イ 基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等
- ウ 基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援
- エ 基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築
- オ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

対象経費

- ①病院・診療所間ネットワーク形成のための患者搬送車、遠隔医療機器等の整備
 - ②経営主体の統合に伴う情報システムの統合、
関係病院等間の医療情報の共有や医師等の働き方改革に必要な情報システム等の整備
 - ③機能分化・連携強化後の基幹病院に新たに整備される高度・救急医療施設、
医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設、
これらの施設に設置される医療機器等の整備
 - ④機能分化・連携強化後の基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備
 - ⑤統合等に伴う基幹病院の整備
- ・機能分化・連携強化にあたって新たに基幹病院の整備が必要となる場合に限る。
・「B. 複数病院の相互の医療機能の再編」の場合は、ウの取組により救急医療など地域において必要とされる不採算地区病院の医療機能を維持する旨が、統合協定書、連携協約等において明示される場合に限る。

病院事業債(特別分)の対象:元利償還金の40%を普通交付税措置



(参考)通常の病院事業債のスキーム

